

しょうがいふくし りよう なが
≫ 障害福祉サービス利用までの流れ

相談・申請

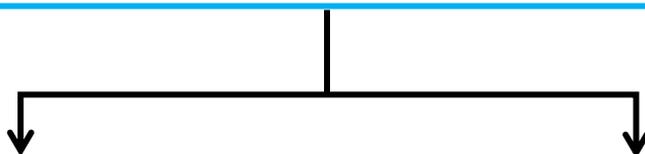
- ・相談支援事業者や市町村の障害福祉担当窓口にご相談します。
- ・サービスの利用を希望する場合は、市町村の障害福祉担当窓口へ申請をします。



障害支援区分認定

認定調査

- ・市町村の認定調査員により、面接・聴き取り・概況の調査が行われます。
- ・調査項目は全80項目あり、全国共通の質問票で行われます。

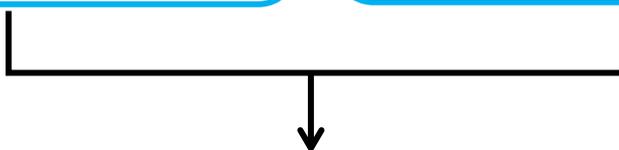


一次判定

- ・認定調査及び医師意見書の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。

医師意見書

- ・かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求めます。（市町村）



二次判定

- ・一次判定の結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、市町村審査会で二次判定を行います。



認定・結果通知

- ・二次判定の結果に基づき、非該当、障害支援区分1～6の認定が行われ、結果の通知があります。



サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

- ◆契約（指定特定相談支援事業者と特定相談支援サービスに係る契約を結びます）
- ・市町村からサービス等利用計画案の提出が求められている場合は提出が必要です。
- ・サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成しますが、申請者自身による作成（セルフプラン）も可能です。



支給決定

- ・市町村では、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量などを決定し、申請者に通知（サービス受給者証の交付）します。



サービス等利用計画の作成

- ・決定したサービス支給等に基づき、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成します。申請者自身による作成（セルフプラン）も可能です。



サービス等利用計画の確認

- ・市町村は、指定特定相談支援事業者又は申請者自身から提出されたサービス等利用計画を確認します。



サービス利用開始

契約（サービス提供事業者と利用契約を結びます）



サービス等利用計画の見直し

- ・指定特定相談支援事業者は、一定期間ごとのモニタリング（評価）を行います。